

# 窒素酸化物低減装置を備える船用ディーゼル機関の認証に関する事項

## 改正規則等

船舶用原動機放出量確認等規則  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領  
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

## 改正事項

窒素酸化物低減装置を備える船用ディーゼル機関の認証に関する事項

## 改正理由

船用ディーゼル機関（以下、「機関」という。）に適用される NO<sub>x</sub> テクニカルコードにおいては、機関からの窒素酸化物放出量を確認するために実施する認証の手順が詳細に規定されている。

当該手順では、窒素酸化物低減装置を備える機関の場合、当該装置を取り付けた状態で試験台において試験することが要求され、当該装置を取り外した状態での試験の実施は、主管庁の判断に基づく承認がない限り認められないこととなっている。

IMO は、窒素酸化物低減装置として選択式触媒還元脱硝装置を用いる機関に適用するガイドラインを 2017 年 7 月に開催された IMO 第 71 回海洋環境保護委員会（MEPC71）において決議 MEPC.291(71)として採択している。当該決議では、選択式触媒還元脱硝装置そのものの脱硝性能の確認及び船上搭載後の窒素酸化物放出量を確認を追加で行うことを条件に、試験台において当該装置を取り外した状態で試験することを認める旨規定している。

更に、IMO は、当該決議の規定に従う認証手順を認める際に主管庁の判断等を不要とするべく、NO<sub>x</sub> テクニカルコードの改正を引き続き検討していた。

その結果、2019 年 5 月に開催された MEPC74 において、NO<sub>x</sub> テクニカルコード及び上記のガイドラインの改正が IMO 決議 MEPC.317(74)及び決議 MEPC.313(74)として採択された。

このため、これらの決議に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 窒素酸化物低減装置を備える機関からの窒素酸化物放出量を確認するために実施する試験台における試験について、当該装置を取り外した状態での試験実施の可否に関する主管庁判断等を不要とした。
- (2) 選択式触媒還元脱硝装置を使用する機関に適用する IMO ガイドラインが最新のものとなるよう改めた。

## 改正条項

船舶用原動機放出量確認等規則 2.2.1

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 2.1.2

船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2.2.1